令和５年９月１４日

資料７

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案【概要】

大阪維新の会大阪府議会議員団

１．条例化する目的

議員報酬の３０％削減について、府の財政状況が、なお厳しいことに鑑み、適用期限を今任期中に延長する。

　２．条例に盛り込もうとする事項

　　令和９年４月２９日までの間において、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第２条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。

３．施行時期

　　令和６年４月１日

（理由：現在の適用期限が令和６年３月３１日までとなっているため。）

４．参考資料

　　別紙のとおり